

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱 (平成20年9月29日建管-1632)</p> <p>(適用対象)</p> <p>第1条の2 この要綱の規定は、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務又は地質調査業務（別表-1に定める業務に限る。）に係る入札であって、次の各号のいずれかに該当するものに適用するものとする。</p> <p>(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る入札</p> <p>(2) 委託業務総合評価落札方式試行要綱（平成21年6月30日建管-891）に規定する総合評価落札方式を適用する入札</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、工期上の理由等により必要があると認められるときは、この要綱の規定を適用しないことができる。</p> <p>第10条 第3条第2項に規定する失格判断基準調査及び第4条ただし書の規定は、当分の間、第1条の2第1項第1号に掲げる入札及び当該調査を実施することが適当でないと認められる業務に係る入札については適用しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成30年3月12日、技管-909）</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う業務に適用する。</p> <p>別表-1（第1条の2関係） 次の各号に掲げる積算基準書の区分に応じ、当該各号に定める業務。</p> <p>(11) 漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部） 次に掲げる業務</p> <p>①設計等業務</p> <p>②測量・調査等業務</p> <p>③土質調査業務</p>	<p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱 (平成20年9月29日建管-1632)</p> <p>(適用対象)</p> <p>第1条の2 この要綱の規定は、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務又は地質調査業務（別表-1に定める業務に限る。）に係る入札であって、次の各号のいずれかに該当するものに適用するものとする。</p> <p>(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る入札</p> <p>(2) 委託業務総合評価落札方式試行要綱（平成21年6月30日建管-891）に規定する総合評価落札方式を適用する入札</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、工期上の理由等により必要があると認められるときは、この要綱の規定を適用しないことができる。</p> <p>第10条 第3条第2項に規定する失格判断基準調査及び第4条ただし書の規定は、当分の間、<u>一連の調達に係る請負対応額の合計が2億4千万円以上の委託業務及び当該調査を実施することが適当でないと認められる業務</u>については適用しないものとする。</p> <p>別表-1（第1条の2関係） 次の各号に掲げる積算基準書の区分に応じ、当該各号に定める業務。</p> <p><u>(新規)</u></p>